

補装具費支給対象種目一覧

障害の種類	種 目 (★印…介護保険制度優先)
肢 体 不 自 由	義手、義足、装具、姿勢保持装置、歩行器★、歩行補助つえ★ 車いす★ <ul style="list-style-type: none"> ○下肢・移動機能1～2級、場合により3級 ○心臓機能1級のみ・呼吸器機能1級のみ (ただし、障害によって歩行に著しい制限を受ける者) ○体幹機能・平衡機能3級以上
	電動車いす★(車いすの条件+上肢障害 四肢機能障害) ----- 障がい児のみの種目 姿勢保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度の肢体不自由かつ 音声・言語障がい	重度障害者意思伝達装置 (上肢1級、下肢または体幹1級、音声・言語3級以上)
視 覚 障 がい	視覚障害者安全つえ、義眼、 眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
聴 覚 障 がい	補聴器(重度難聴用：2～4級、高度難聴用：4, 6級)
難病患者等	上記のうち、身体状況に応じて、個々に必要と判断される補装具

- ◆ 補装具の種目によって、県の判定が必要なものがあります。
- ◆ 障害等級を満たしていても、支給対象とならない場合もあります。
- ◆ 介護保険制度や労災等で給付が可能な場合は、対象とならない場合があります。
- ◆ 治療のために一時的に使われる治療用装具は、健康保険給付のため、対象外です。
- ◆ 小児弱視等の治療用眼鏡・コンタクトレンズは、健康保険給付のため対象外です。